

都道府県知事所轄法人において対応が必要となる事項

改正私立学校法施行に伴い、都道府県知事所轄の学校法人において施行日（令和2年4月1日）までに準備等の具体的な対応が必要となる事項は以下の通り。

〔 ※略称：「法」…私立学校法、「規則」…私立学校法施行規則
「寄附行為作成例」…学校法人寄附行為作成例 〕

【全ての法人で対応が必要な事項】

○役員に対する報酬等の支給の基準の作成（関係規定：法第42条第1項第4号及び第48条、規則第4条の5、寄附行為作成例第38条）

改正法施行日（令和2年4月1日）までに、評議員会の意見を聴いた上で、役員に対する報酬の支給の基準を作成することが必要となる。

- －現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等が作成されている場合（今年度中に作成する場合も含む）には、当該規程等をもって、私立学校法上の「役員に対する報酬等の支給の基準」として差し支えない。
- －現在、「役員に対する報酬等の支給の基準」に相当する規程等がない場合には、附則9条で定める準備行為として法施行日までに「役員に対する報酬等の支給の基準」を作成することが必要。
- －「役員に対する報酬等の支給の基準」については、文部科学省令において「役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項」を定めることとされており、同施行通知において基準の作成例を提示（「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）」（令和元年9月27日元文科高第518号）別添4）。

6

○役員等名簿の作成（関係規定：法第47条第1項）

改正法施行日時点で、役員等名簿が作成されていることが必要となる。

- －役員等名簿は、理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿。

○寄附行為、財産目録等の閲覧（関係規定：法第33条の2及び第47条第2項）

改正法施行日以降、以下の書類の閲覧が必要となる（以下の下線部が変更点）。

- ①寄附行為及び役員等名簿：一般閲覧（役員等名簿については氏名のみ閲覧で可）
- ②財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準：利害関係人閲覧

【該当がある法人において対応が必要な事項】

○競業及び利益相反取引の制限（関係規定：法第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条及び第92条）

理事は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けることが必要。

－「競業」とは理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となる

一次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば年度当初や理事の就任時等において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましい。

① 理事が他の学校法人の理事を兼ねる場合

② 理事が他の学校法人の教員を兼ねる場合

③ 収益事業を行っている大学法人の理事が、他の企業等で同種の事業を行う場合

－「利益相反取引」とは、理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なもの。

－「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うこととなるため、議事録に賛否を明確に残すことが必要となる。

【任意的対応事項】

○役員¹の損害賠償責任に関し、理事会の議決による責任の免除や責任限定契約に関する規定を寄附行為に置くことを検討すること（法第44条の2及び同条2項において準用する一般社団・財団法人法第114条及び第115条、寄附行為作成例中最後の2条）。

【その他の事項】

○役員¹の職務と責任の明確化等に関する規定が整備されたことから、理事の責務に関する規定や監事の牽制機能の強化に関する規定等に則って法人運営を行うことが必要であること（特別の利益供与の禁止、特別の利害関係理事の議事参与制限、監事の理事会・評議員会招集権付与等）。

○法律や政省令の施行通知に示した留意事項も踏まえ、学校の管理運営の改善を図ることが必要であること。